

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2026年3月

ハートランドフェリー株式会社

目 次

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 総則..... | 1 |
| 2. 事業継続方針..... | 1 |
| 3. 体制..... | 2 |
| 4. 社員及び船員の確保（感染防止対策等）..... | 3 |
| 5. 事業継続計画..... | 6 |
| 6. その他..... | 7 |

1. 総則

1-1. 目的

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき、ハートランドフェリー株式会社における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。
- (2) 新型インフルエンザ流行時において、社員及び船員の感染防止に努め、稚内～利尻・礼文航路（以下利礼航路という）の安定した運航を維持する。
- (2) 乗客・荷主をはじめとした利害関係者への影響を最小限にとどめる。
- (3) 社員及び船員が本計画に記載された内容を熟知し、的確に対応できるよう周知徹底する。

1-2. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
 - ・ 政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、貨物の運送を適切に実施する。
 - ・ 国及び地方公共団体から食料等の緊急物資の運送の要請があった場合は、適切に実施できる体制を確保する。
 - ・ あらかじめ定める人員計画に基づき、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- (2) 感染対策の検討・実施
 - マスク着用等咳エチケットの徹底などの利用者に対する呼びかけに努める。

1-3. 事業継続の基本方針

| | |
|-------------------|---|
| 事業継続計画（BCP）取組の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の利礼航路の継続性を確保する。 ・ 島民の安全、ライフラインを確保する。 ・ 社員及び船員の安全を確保する。 ・ 全社に BCP の意識を定着させる。 ・ 企業価値を高め、社会的責任を果たす。 |
| BCP の対象範囲（組織・拠点等） | 利礼航路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚内フェリーターミナル ・ 鴛泊フェリーターミナル ・ 沓形フェリーターミナル ・ 香深フェリーターミナル |
| BCP の 対 象 事 業 | 利礼航路の海上運送事業 |
| 想 定 リ ス ク | インフルエンザ |

※ BCP = 事業継続計画（Business continuity planning）

2. 事業継続方針

- (1) インフルエンザの発症が確認されてから収束するまでの、事業者としての航路継続のための対応。
- (2) 災害対策本部の設置～解散、情報収集、緊急連絡、危機管理活動、BCP 発動～解除を含む事業者としての対応。

2-1. 業務継続の基本方針

- (1) 社員及び船員の感染防止、健康維持に努める。
- (2) 利礼航路の運航を維持する。
- (3) 乗客・荷主・関係者への感染拡大や健康被害を最小化する。

2-2. 継続・縮小業務の復旧目標

| 業務名 | 対応方針 | 復旧目標 | | |
|--------------|------------------------------------|------|-----|-----|
| | | MTPD | RTO | RLO |
| 利礼航路 運航業務 | 人員（運航）縮小 オクシリア일랜드 フェリー(株)へ派遣 | 1週間 | 3日 | 50% |

* MTPD = 最大許容停止期間

* RTO = 目標復旧時間

* RLO = 目標復旧レベル

* 最低必要人員を確保できない場合は運航を停止する。

3. 体制

3-1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等対策業務としての弊社の対応等について協議するため、対策本部（対策本部長：社長）を設置する。

(2) 情報収集・共有体制

平素より、国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症への対応状況や医療体制等に関する情報について、国等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に従業員に周知する体制を確保する。

(3) 関係機関との連携

平素より、新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで不可欠となる新型インフルエンザ等発生時における関係事業者等との連携などについて協議する。

3-2. 対策本部の組織、役割と活動

| 対策本部 | | |
|------------|--|------|
| 対策本部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の立ち上げ ・不測の事態に対する危機管理 ・対策本部の解散 ・その他最終意思決定 ・社員及び船員を指揮する | 社長 |
| 本部 メンバー | ・社内外緊急連絡の全社調整・確認 | 海務部長 |
| | ・安否確認・被害状況・感染情報の全社集約 | 総務部長 |
| | ・施設・備品被害・復旧状況の全社集約 | 営業部長 |
| | ・運航事業の継続・復旧状況の全社集約 | 営業部長 |
| | ・IT・データ・システム等の復旧状況の全社管理 | 総務部長 |
| | ・重要関係先への広報状況の全社集約 | 営業部長 |
| | ・緊急対応期間中の全社財務管理 | 総務部長 |

3-3. 対策本部長の代行順位

| 代行順位 | 氏名 |
|------|------|
| 第1位 | 社長 |
| 第2位 | 総務部長 |
| 第3位 | 海務部長 |
| 第4位 | 営業部長 |

4. 社員及び船員の確保（感染防止対策等）

4-1. 感染予防策

以下の対応で最大限感染の防止に努める。

(1). 社員及び船員の対応

① 対人距離の保持とマスクの着用

- ・感染者の2m以内に近づかず、外出時はマスクを着用する。
- ・不要、不急の外出はせず、不特定多数の者が集まる場所には行かない。

② 咳エチケットの励行

- ・咳くしゃみは他人から顔をそむけ、1～2m離れ、ティッシュ等で口鼻を覆う。
- ・できるだけマスクを着用する。

③ 「手洗い」「うがい」の励行

- ・外から事務所及び船内や自宅に戻ったら、手洗いは流水と石鹸を用いて15秒以上行い、洗った後は水分を十分にふき取る。また、うがいを行う。

④ 事務所及び船内の清掃と消毒

- ・特に多くの人々が接触する場所（ドアノブ、取っ手等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2). 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄し、必要に応じて補給する。

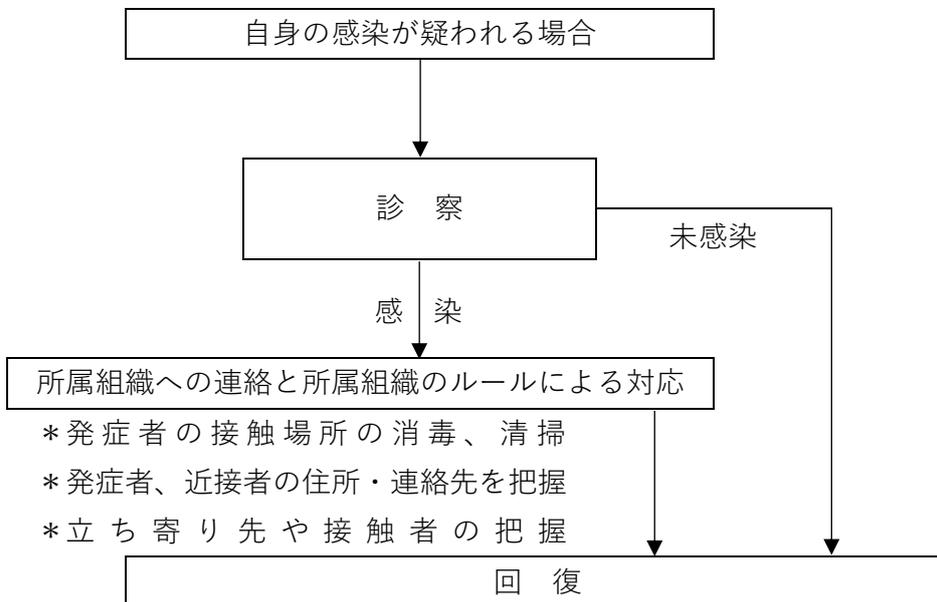
- ・使い捨てマスク、ゴム手袋、消毒用アルコールなど。

(3). パンデミックワクチンの推奨

当社は、国が製造・配布するパンデミックワクチンを社員及び船員が接種できるよう配慮し、新型インフルエンザの予防措置をとる。

4-2. 感染が疑われる場合/感染した場合

(1). 社員及び船員が感染した場合の対応フロー



(2). 感染対応策

| 状態 | 対応策 | 出社可否基準 |
|-------------------|--|---|
| 感染したかも？ と思った場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関で受診 ・保健所等の発熱相談センターに連絡 ・所属部門の責任者に自宅待機を連絡 ・自宅待機して症状の変化をみる（体温検温など） ・自宅待機後の出社時はマスクを着用 | 可能な限り医師の診断を受け、新型インフルエンザにかかっていないことを条件に出社する。 |
| 感染してしまった場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ぜんそくなど通院を要する持病が無ければ、原則自宅療養 ・医療機関で処方された薬を服用 ・解熱後2日間は外出しない | インフルエンザの症状回復後に医師の診断を受け、ウイルスが検出されないことを条件に出社する。 |

| | | |
|-------------------|--|---|
| <p>周囲に患者がでた場合</p> | <p>○濃厚接触者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属部門の責任者に濃厚接触による自宅待機の連絡 ・ 自宅待機して原則 2～3 日は症状の変化をみる（体温検温など） ・ 同居者が感染している場合は外出を自粛 <p>○濃厚接触者でない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場に患者がいても濃厚接触でない場合の外出自粛は不要 ・ 社員及び船員同士が接近する場合はお互いに接触感染に注意（マスク・手洗い・消毒など） | <p>可能な限り医師の診断を受け、新型インフルエンザにかかっていないことを条件に出社する。</p> |
|-------------------|--|---|

(3). 安否確認と報告

| 項 目 | 内 容 |
|-----------------|---|
| <p>報告のタイミング</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身及び家族・関係者に発熱が見られた（38 度以上または平熱プラス 2 度）とき ・ 自身及び家族・関係者が医師から新型インフルエンザの診断を受けたとき ・ 医師の診断等により出社可能が確定した場合 |
| <p>報告を受ける者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上社員の場合 → 総務部長 ・ 船員の場合 → 海務部長 |
| <p>情報の管理者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上社員の場合 → 総務部長 ・ 船員の場合 → 海務部長 |

4 - 3. 勤務体制の変更

組織内で感染者が複数発生した場合、部門責任者が社員及び船員の配置を割り当て、適宜自宅待機を指示する。

5. 事業継続計画

5-1. 優先度の高い通常業務の事業継続

| 業務名 | | 責任者 | 対応方針 | 事業継続策 | |
|----------|------|------|----------------------------------|---------|---------------|
| | | | | 最低必要な要員 | 最低要員を確保できない場合 |
| 利礼 航路 | 船舶運航 | 船長 | 人員（運航）を縮小してオクシリア일랜드フェリー(株)へ派遣する。 | 15名 | 業務を休止する |
| | 地上作業 | 総務部長 | 人員縮小 | 5名 | |

5-2. 発生段階毎の対応

(1) 基本方針

| 発生段階 | 基本方針 |
|------|---|
| 準備期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務の継続 ・ 初動期への対応準備を図る |
| 初動期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、通常業務を継続し、感染拡大に備える |
| 対応期 | 以下、感染の状況（段階）を勘案して適宜選択 1) 通常業務は、必要最少人員で従事する 2) 通常業務は、原則として停止する。 3) (感染の小康が確認できた際には) 通常業務を適宜回復する |

(2) 勤務態勢等

| 発生段階 | 勤務態勢等 |
|------|---|
| 準備期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常通り |
| 初動期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務や時差出勤の活用、有給休暇の取得奨励 ・ 検温、消毒液設置等感染予防策の実施 |
| 対応期 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務（※行政からの要請等を踏まえる）、時差出勤の積極的活用、有給休暇取得の積極的奨励 ・ 検温、消毒液設置等感染予防策の実施 ・ 国や北海道の要請等も踏まえ、場合によっては自宅待機も認める ・ 感染症関連業務は十分な人員をもって従事 ・ 通常業務は必要最少人員で従事 ・ 通常業務停止時において、(担当役員判断により) やむを得ず出社して業務を行うときは、必要最少人員で従事 ・ 原則、役職員以外の出社制限 ・ 感染の小康が確認できる際には、初動期に準じる |

6. その他

6-1. 教育及び訓練の実施

- (1) 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- (2) 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように 配慮するものとする。

6-2. 計画の見直し

- (1) 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。
- (2) 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。